教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること（大学・大学院）

（１） 教育委員会との連携・学校現場の意見聴取等

毎年１月に開催する「教育実習等連絡協議会」では、連携協定を締結している教育委員会の学校教育課長・校長会代表者を通して、主に教育実習に関して成果や課題等の意見聴取を行っており、本学の教職課程運営に関わる意見聴取も併せて行っている。

「スクールパートナーシップ事業」では、教育学部教員が連携協定を締結している教育委員会及び小・中学校（特別支援学校を含む）の依頼により、教育委員会主催または学校主催の研修講師を担当する。この事業に関する派遣費用等はすべて本学が負担し、教員の研究知・実践知を教育現場で生かせるようにしている。

（２） 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

①学力向上指導支援活動に関して

- 放課後、学習の遅れ気味の児童・生徒に対して個別の指導補助を行う。
- 放課後、宿題に取り組む児童・生徒の指導助言をする。
- 算数（数学）・国語・英語の授業中、学級担任や教科担任の指導補助として、理解の遅い児童・生徒等に付いて、個別の指導補助に当たる。
- 児童・生徒の学習に対する悩みの相談相手となる。
- 夏休みなど長期休暇中に、学習の遅れ気味な児童・生徒に個別指導補助を行う。

②教育相談、特別支援教育指導補助に関して

- 不登校傾向（保健室登校の児童・生徒）の児童・生徒に対する指導補助を行う。
- 学校生活に悩みを持つ児童・生徒に対して相談相手となる。
- 特別支援教育を必要とする児童・生徒への指導補助を行う。

③行事指導支援活動に関して

- 遠足、運動会等の学校行事、児童会行事、社会見学、生活科校外学習、野外学習等の学年行事の指導補助を行う（引率指導補助、活動中の指導補助等）。

④その他

- 休み時間や放課後の遊び指導補助を行う。
- 部活動の指導補助を行う。

（３） 教職指導の状況

教職課程の履修については、教職課程課及び教務課が各学期開始前にオリエンテーションを実施し、履修要覧及び時間割表を用いて教職課程の履修について指導を行っている。

履修要覧には各学部の卒業要件に加え、各学部で取得可能な免許状の免許要件が記載してあり、単位修得状況をチェックすることができるようになっている。

教育実習については、教育実習課を中心に事務を担当し、各学期や実習開始前にオリエンテーションを実施し、説明・連絡・指導を行っている。履修要覧には教育実習校種別に実施学年・期間・履修要件が記載されており、教育実習に参加するために最低限どの科目を修得する必要があるのかを一覧表で確認することができる。

就職支援については、教職支援課がオリエンテーションを実施し、就職状況の説明、心構え、講座等の説明などを学年別に実施している。

教職支援課独自の事業として①筆記対策（３年前期後期・４年前期)、②論作文対策（年２回本学教員による添削指導)、③面接等対策（集団面接対策、個人面接対策)、④教員養成講座（年間を通して教師としてのあり方全般)、⑤願書指導、⑥自治体別説明会（岐阜県、愛知県、名古屋市等）などを実施している。

教職教育センター運営委員会を筆頭とした教務・実習・就職の全学委員会や各学部委員会所属教員とで連携を図り、教員による指導及び事務局の支援で相互補完に努めている。

また、学生に対しては全体のオリエンテーションで説明するだけでなく、指導教員や各課でも個々で相談することが可能で、きめ細かい指導を行っている。

令和７年度からは、教育学部以外の学部の教職課程については登録制とし、教職教育センター内で履修者の情報を共有する仕組みを取り入れている。